

特定非営利活動法人の設立に係る認証申請の公表について

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請があつたので下記のとおり公表する。

なお、この関係書類は、企画部地域政策課において縦覧に供する。

令和 3 年 12 月 17 日

記

1 申請のあつた年月日

令和 3 年 12 月 13 日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人あいら未来会議プラス

3 代表者の氏名

森 敏一

4 主たる事務所の所在地

鹿児島県姶良市平松 5776 番地

5 公表に係る書類

（1）定款

（2）役員名簿（役員の住所又は居所に係る記載の部分を除く）

（3）設立趣旨書（住所又は居所に係る記載の部分を除く）

（4）設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書

（5）設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動計算書

特定非営利活動法人あいら未来会議プラス定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人あいら未来会議プラスといい、略称をNPO あいら未来会議+という。登記上は特定非営利活動法人あいら未来会議プラスと表示する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を鹿児島県姶良市平松5776番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、子どもから大人、障がいの有無にかかわらず、多様な人及び団体に対して、様々な困りごとを抱える家庭の生活支援や子育て環境の改善、居場所作りの地域資源の有効活用、地域活性化への情報提供・交流の場づくり・人材育成を通して共生・協働の地域社会づくりに関する活動支援を行い、対話と挑戦を掲げ、安心できる地域環境向上と、全世代のコミュニティ醸成に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療または福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 観光の振興を図る活動
- (5) 農山漁村または中山間地域の振興を図る活動
- (6) 学術、文化、芸術またはスポーツの振興を図る活動
- (7) 環境の保全を図る活動
- (8) 災害救援活動
- (9) 地域安全活動
- (10) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (11) 國際協力の活動
- (12) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (13) 子どもの健全育成を図る活動
- (14) 情報化社会の発展を図る活動
- (15) 科学技術の振興を図る活動
- (16) 経済活動の活性化を図る活動
- (17) 職業能力の開発または雇用機会の拡充を支援する活動
- (18) 消費者の保護を図る活動
- (19) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- (20) 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① まちづくりに関する会員相互の情報交換や活動の支援事業
- ② 様々な困りごとを抱える家庭への支援事業
- ③ 居場所づくりのための地域資源の有効活用事業
- ④ 地域内の環境保全に関する事業
- ⑤ 上記に関する情報収集・提供事業
- ⑥ 当法人と類似の事業を目的とする法人及び団体と協働又は支援に関する事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の二種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して事業を賛助するため入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(年会費)

第8条 会員は、総会において別に定める年会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 繼続して3年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の年会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上～6人以内
 - (2) 監事 1人以上～2人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

- 第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定に關わらず、後任の役員が選任されていない場合には、当該任期の末日後の最初の総会が終結するまで、その任期を伸長する。
 - 3 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
 - 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

- 第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。
- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

- 第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

- 第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

- 第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び活動決算

- (5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 年会費の額
- (7) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）の借入れその他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他運営に関する重要な事項

（開催）

- 第24条 通常総会は、毎年1回開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があつたとき。
 - (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があつたとき。

（招集）

- 第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があつたときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
 - 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（議長）

- 第26条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

- 第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

- 第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。
- 2 総会の議事は、この定款に規定するものほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があつたものとみなす。

（表決権等）

- 第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
 - 3 前項の規定により表決し、又は表決を委任した正会員は、前2条、次条第1項及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。
 - 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

- 第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印をしなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があつたときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印をしなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならぬ。

(暫定予算)

第45条 前条の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 46 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならぬ。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 52 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）をしたときに残存する財産は、第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会の議決を経て選定した者に帰属するものとする。

(合併)

第 53 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 54 条 この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第 10 章 雜則

(細則)

第 55 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 森 敏一

副理事長 種子田 璃紗

理事 野口 治將

同 浜本 麦

同 丸野 光俊

監事 横山 茂太

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定に関わらず、成立の日から令和 4 年 6 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 44 条の規定に関わらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定に関わらず、成立の日から令和 4 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定に関わらず次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員 年会費 5,000 円
 - (2) 賛助会員 会費 一口 1,000 円

(法第10条第1項第2号イ)

役 員 名 簿

特定非営利活動法人あいら未来会議プラス

役職名	氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無
理事	森 敏一	[REDACTED]	無
理事	種子田 璃紗	[REDACTED]	無
理事	野口 治将	[REDACTED]	無
理事	丸野 光俊	[REDACTED] [REDACTED]	無
理事	浜本 麦	[REDACTED]	無
監事	横山 茂太	[REDACTED]	無

(法第10条第1項第5号)

設立趣旨書

1 趣旨

地域活性化、子どもの育成、地球環境保全など社会の課題のために何か小さな支援ができないか悩んでいる人々が多くいる。私たちの団体の存在を広く知ってもらい、一緒に活動することがもっと多くの繋がりになり地域活性化、一人の取り残しもない子どもの支援、地球環境改善に寄与すると思います。

これまで任意団体として子ども服に悩む子育て世帯の支援・十分な食事がとれない家庭環境をもつ子どもたちへの居場所や食事の提供・貧困家庭への食材配布拠点設置等々発案者を応援してきました。

この活動をさらに大きくし、地域活性化、子どもの育成、地球環境保全など社会の課題のために活動する人を応援し安心して過ごせるまちづくりを持続的に行う為には、多くの仲間たちを集め広くオープンな活動にしていくことが必要です。そのためには、社会的に認められた非営利活動を行う法人格を得ることで、私たちの団体がより多くの地域そしてより多くの人々に活動を提供できるものと思います。

2 申請に至るまでの経過

- | | |
|----------|--------------------------------|
| 2018年3月 | 任意団体あいら未来会議を設立し、活動を始める |
| 2018年3月 | 子ども服交換会（FUKUFUKU PJ）の活動を新たに始める |
| 2019年12月 | 子ども食堂・配布の活動を新たに始める |
| 2021年5月 | 特定非営利活動法人格取得のための勉強会を始める |
| 2021年11月 | 発起人会の開催 |
| 2021年12月 | 設立総会の開催 |

令和3年12月 9日

特定非営利活動法人あいら未来会議プラス

設立代表者 氏名 森 敏一

令和3年度事業計画書

特定非営利活動法人あいら未来会議プラス

1 事業実施の方針

令和3年度は、法人最初の期で次年度より円滑に進むよう準備する。居場所づくりのための地域資源の有効活用事業の実施にあたり物件確保についての調査研究を行い、居場所づくりの実施に向けて具体的な検討を行う。また、地域内の環境保全に関する事業については、資源物回収業務を現チームより円滑に引き継げるよう姶良市と協議連携をしていく。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	具体的な事業内容	実施予定日及び時間	実施予定場所	従事者の予定人數	受益対象者の範囲及び予定人數	事業費の予算額(千円)
まちづくりに関する会員相互の情報交換や活動の支援事業	対話による勉強会 地域活動家と交流会	毎月 第4木 19:00~ 21:00	姶良市内	延べ 8人	あいら未来会議会員及びゲスト 40名	20
様々な困りごとを抱える家庭への支援事業	子育て中の保護者支援事業として季節ごと(衣替え)に合わせた子供服交換会(FUKUFUKUプロジェクト)	3/26・27	市内 なぎさの家 地域交流館	延べ 5人	県内 100名	8
	弁当や食材配布のフードパンツリー活動による子どもや生活困窮家族支援	随時 月2回程度	市内重富地区	延べ 20人	近隣の家族 子ども20名	10
	子ども(地域)食堂	12/25	重富小前 貢善公民館 (コロナ禍での制限考慮する)	5名	地域の子供 家族・大人 40名	30
居場所づくりのための地域資源の有効活用事業	工作・空き家改修などの実施でワークショップ	12/17・18 1/8・9	姶良市内	延べ 6人	子ども・大人 20名	10
地域内の環境保全に関する事業	地域拠点での資源物回収事業準備(姶良市資源物集荷委託団体に申請予定)	R3年2月	姶良市平松	延べ 3名		5
上記に関する情報収集・提供事業	子ども食堂の開設支援	R3年12月~R4年2月まで	姶良市 加治木地区	延べ 5名	20名	5
当法人と類似の事業を目的とする法人及び団体と協働又は支援に関する事業	相互研鑽交流会	予定なし				

(法第 10 条第 1 項第 7 号)

令和 4 年度事業計画書

特定非営利活動法人あいら未来会議プラス

1 事業実施の方針

令和 4 年度は、法人として二期目であり円滑に進むよう組織づくりを進める。助成金確保にも調査を拡大し調査研究をしていく、継続事業についてはそのままで進め、新規である地域内の環境保全に関する事業について、資源物回収業務をチーム確立させ円滑に進める。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	具体的な事業内容	実施予定日及び時間	実施予定場所	従事者の予定期数	受益対象者の範囲及び予定期数	事業費の予算額(千円)
まちづくりに関する会員相互の情報交換や活動の支援事業	対話による勉強会 地域活動家と交流会	毎月 第 4 木 19:00~ 21:00	市内	延べ 24 人	あいら未来会議会員及びゲスト 120 名	60
様々な困りごとを抱える家庭への支援事業	子育て中の保護者支援事業として季節ごと（衣替え）に合わせた子供服交換会（FUKUFUKU プロジェクト）	第 12 回 6/25・26 第 13 回 11/26・27 第 14 回 3/25・26	市内 なぎさの家 地域交流館	延べ 15 人	県内 300 名	24
	弁当や食材配布のフードバンクトリー活動による子どもや生活困窮家族支援	随時 月 2 回	市内重富地区	延べ 20 人	近隣の家族 子ども 60 名	28
	子ども（地域）食堂	年 3 回	重富小前 責善公民館	延べ 15 人	地域の子供 家族・大人 40 名	58
居場所づくりのための地域資源の有効活用事業	工作・空き家改修などの実施でワークショップ	年 2 回	姶良市内	延べ 6 人	子ども・大人 20 名	73
地域内の環境保全に関する事業	地域拠点での資源物回収（姶良市資源物集荷委託団体に申請予定）	R4 年 4 月 より 毎日曜日	姶良市平松	8 名/日 延べ 360 名	姶良市民 22500 名	5
上記に関する情報収集・提供事業	子ども食堂の開設支援	予定なし				
当法人と類似の事業を目的とする法人及び団体と協働又は支援に関する事業	相互研鑽交流会	予定なし				

設立当初の事業年度 活動予算書

法人成立の日から R4年3月31日まで

特定非営利活動法人あいら未来会議プラス

科目	金額（円）		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	50000		50000
賛助会員会費	0		
2. 受取寄附金			
受取寄附金	12000		12000
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0		0
4. 事業収益			
まちづくりに関する会員相互の情報交換や活動の支援事業	20000		
様々な困りごとを抱える家庭への支援事業	13000		
居場所づくりのための地域資源の有効活用事業	0		
地域内の環境保全に関する事業	0		
上記に関する情報収集・提供事業	0		
当法人と類似の事業を目的とする法人及び団体と協働又は支援に関する事業	0		33000
5. 受取利息	0		0
経常収益計			95000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
臨時賃金	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	25000		
食材費	19000		
旅費交通費	10000		
消耗品費	18000		
印刷製本費	8000		
委託料	6000		
売上原価	2000		
その他経費計			88000
事業費計			
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
臨時賃金	0		

人件費計	0		
(2) その他経費			
消耗品費	3000		
光熱水費	0		
通信運搬費	1000		
旅費交通費	2000		
事務用品費	1000		
その他経費計			
管理費計		7000	
経常費用計			95000
当期経常増減額			0
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益	0		
経常外収益計			
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損	0		
経常外費用計			
経理区分振替額			
税引前当期正味財産増減額			
法人税、住民税及び事業税			
当期正味財産増減額			0
前期繰越正味財産額			
(設立時正味財産額)			
次期繰越正味財産額			0

R4年度の事業年度 活動予算書

R4年4月1日からR5年3月31日まで

5 特定非営利活動法人あいら未来会議プラス

科目	金額(円)		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	60000		
賛助会員会費	0	60000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	30000	30000	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	100000	100000	
4. 事業収益			
まちづくりに関する会員相互の情報交換や活動の支援事業	60000		
様々な困りごとを抱える家庭への支援事業	39000		
居場所づくりのための地域資源の有効活用事業	0		
地域内の環境保全に関する事業	0		
上記に関する情報収集・提供事業	0		
当法人と類似の事業を目的とする法人及び団体と協働又は支援に関する事業	0	99000	
5. 受取利息	0	0	
経常収益計			289000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
臨時賃金	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	73000		
食材費	50000		
旅費交通費	9000		
消耗品費	69000		
印刷製本費	14000		
委託料	26000		
売上原価	7000		
その他経費計		248000	
事業費計			
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
臨時賃金	0		

人件費計	0	
(2) その他経費		
消耗品費	5000	
光熱水費	0	
通信運搬費	3000	
旅費交通費	10000	
事務用品費	5000	
その他経費計		
管理費計	23000	
経常費用計		271000
当期経常増減額		
III 経常外収益		
1. 固定資産売却益	0	
経常外収益計		
IV 経常外費用		
1. 過年度損益修正損	0	
経常外費用計		0
経理区分振替額		
税引前当期正味財産増減額		
法人税, 住民税及び事業税		
当期正味財産増減額		18000
前期繰越正味財産額		0
(設立時正味財産額)		
次期繰越正味財産額		18000